

事務連絡  
平成20年3月31日

各都道府県・政令市  
産業廃棄物行政担当課 御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部  
産業廃棄物課

## 電子マニフェスト情報の報告及び行政報告作成等 サービスの運用の一部変更等について

廃棄物行政の推進につきましては、日頃より格段の御配慮を賜り御礼申し上げます。  
また、電子マニフェストの普及について、様々な取組を推進していただき御礼申し上げます。

電子マニフェスト情報の報告及び様式等については、平成20年1月15日付け事務連絡（以下「1月15日付け事務連絡」という。）でお知らせしたところですが、このたび、下記のとおり運用の一部変更等を行うこととしましたので、お知らせします。

詳細につきましては、別添の「電子マニフェスト情報の報告及び行政報告作成等サービスについて」（財団法人日本産業廃棄物処理振興センター理事長通知（平成20年3月31日付け日廃振セ発第1034号））を御参照ください。

### 記

- 1 1月15日付け事務連絡の別紙「6. 電子マニフェスト加入者の行政報告システムの利用方法等」の内容の変更について
  - ① システム利用料金の変更  
1月15日付け事務連絡の別紙の図2に示す「行政報告システムにおいて紙マニフェスト情報及び電子マニフェスト情報を活用する仕組み」の利用料金について、平成20年度は無料とすること。
  - ② システム利用期間の変更  
1月15日付け事務連絡の別紙「6.（3）システム利用期間」について、利用開始日を4月15日とし、終了日をサービス内容によって変えるなど、より具体的に示したこと。
- 2 行政報告システムを活用して作成される各種行政報告書の取り扱い等について
  - ① 各種行政報告書作成結果に対するパスワードの設定  
行政報告システムにより作成される各種行政報告書（1月15日付け事務連絡の別紙の表2中の⑥～⑩の各種行政報告書）の原本性を確保するため、作成結果の

電子ファイルにパスワードを設定することとしたこと。

② 電子マニフェスト登録等状況報告書の変更について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の5第8項の規定に基づく電子マニフェスト登録等状況報告書（1月15日付け事務連絡別紙の表1中の①）は、3月31日以前に登録された電子マニフェスト情報により作成されるため、4月1日以降に当該情報の変更の必要が生じた場合、財団法人日本産業廃棄物処理振興センターの情報処理センターでは変更の対応ができないこと。

このため、登録された電子マニフェスト情報や電子マニフェスト登録等状況報告書の変更の必要が生じた場合には、情報処理センターが都道府県又は政令市へ電子マニフェスト登録等状況報告書を提出（提出期間は6月16日から6月30日）した後に、電子マニフェスト加入者が当該変更の必要のある電子マニフェスト情報や電子マニフェスト登録等状況報告書に関連する都道府県又は政令市へ直接連絡を入れ、変更の要請を行うこととなるので、御配慮願いたいこと。

なお、電子マニフェスト加入者が都道府県又は政令市に変更の要請を行う際の様式例を別紙様式1のとおり作成したので、参考とされたいこと。

3 その他

① 説明会の開催

1月15日付け事務連絡及び本事務連絡に係る内容について、以下の会において説明を予定しているので、御参加願いたいこと。

【平成19年度電子マニフェスト普及促進モデル事業報告会及び電子マニフェスト情報の報告方法等に関する説明会（財団法人日本産業廃棄物処理振興センター情報処理センター主催）】

開催日：平成20年4月22日（火）13:30～16:00

場 所：浜離宮建設プラザ 大会議室 Tel 03-3545-5156

問い合わせ先：財団法人日本産業廃棄物処理振興センター情報処理センター  
業務推進部（旧普及部）新井、野島 Tel 03-3668-6513

② 産業廃棄物の種類ごとの集計単位と重量換算係数の表の一部修正

1月15日付け事務連絡の別添2の「産業廃棄物の種類ごとの集計単位と重量換算係数」中、「電子マニフェストの産業廃棄物分類コード」の「連結」の番号「7421」から「7429」について、「電子マニフェストの産業廃棄物の分類」欄がいずれも「小」分類に記載されているが、「中」分類の記載へ修正すること。

以上